

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区全体方案公布に関する国務院の通知  
【発布機関】国務院  
【発布番号】国発[2013]38号  
【発布日】2013.09.18  
【実施日】2013.09.18  
【時限性】現行有効  
【効力等級】行政法規  
【全文】

中国(上海)自由貿易試験区全体方案公布に関する国務院の通知  
(国発[2013]38号)

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部門・委員会、各直屬機関 宛て

国務院は「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」(以下「方案」という)を許可し、ここに公布する。

一、中国(上海)自由貿易試験区の設置は、中国共産党中央委員会、国務院がなした重大な方策であり、党の第十八回全国代表大会の精神を全うし、新情勢下で改革開放を推し進めて行くための重大な措置であり、政府職能転換の加速化、管理方式の革新を積極的に探索し、貿易と投資の利便化を促進し、改革の全面的推進と開放拡大のための新たな手段を探索し、経験を新たに積み重ねていくことに重要な意義がある。

二、上海市人民政府は「方案」の実施作業を入念に手配しておかなければならない。投資参入前の内国民待遇及びネガティブリストの管理方式を探索・確立し、行政審査許可制度改革を推し進め、政府職能転換の加速化を図り、中間過程、事後における監督管理水準を全面的に向上させなければならない。サービス業開放を拡大し、金融分野の開放・革新を推し進め、国際水準並みの投資貿易の利便化、高効率で簡便・迅速な監督管理、法制環境の規範化された自由貿易試験区を設置し、改革推進と高い開放型経済水準の「実験場」となり、まねることのできる、そして普及させることができる経験を作り出し、全国に奉仕する模範的な、プラスの役割を発揮し、各地区の共同発展を促進する。関係部門は全力を挙げてこれを支援し、調整・協力、指導評価などの作業をしっかりと行う。

三、「国務院に授權して中国(上海)自由貿易試験区において関連法令の定める行政審査許可を一時調整する旨の全国人民代表大会常務委員会の決定」に基づき、係る行政法規及び国務院文書の一部規定を一時調整する。詳細は国務院が別途公布する。

「方案」実施中における重大事項は、上海市人民政府が速やかに国務院に報告し指示を仰がなければならない。

2013年9月18日

## 中国(上海)自由貿易試験区全体方案

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の設置は、中国共産党中央委員会、国務院がなした重大な方策であり、党の第十八回全国代表大会の精神を全うし、新情勢下で改革開放を進めていくための重大な措置である。全面的且つ効果的に試験区作業を進めていくために、本方案を制定する。

### 一、全体要求

試験区は、中国が新时期に政府機能転換を加速化し、管理方式の革新を積極的に探索し、貿易と投資の利便化を促進し、改革の全面的な推進と開放拡大のための新たな手段を探索し、経験を新たに積んでいく上で重要な使命を担っており、国家戦略にとって必要なものである。

#### (一) 指導思想

中国の特色ある社会主義の偉大な旗を高く掲げ、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的発展観を指針として、国家戦略と緊密にリンクさせながら、思想の更なる解放を図り、先行試行を堅持し、開放により改革と発展を促進し、国際化と法治化要求に合致するクロスボーダー投資と貿易の規則体制を率先的に確立することで、試験区が中国の経済グローバル化に一層溶け込んだ重要媒体となり、中国経済のグレードアップ版を作り上げ、中華民族の偉大な復興というチャイナドリームの実現に寄与するものとなる。

#### (二) 全体目標

2、3年の改革試験を経て、政府機能転換を加速化し、サービス業の開放拡大と外資投資管理体制の改革を積極的に推進し、本部経済と新型貿易業態を大いに発展させ、資本項目の兌換自由化と金融サービス業の全面的な開放の探索を急ぎ、貨物状態の分類監督管理方式を探索・確立し、投資と革新を促進する政策支援体制を形成すべく努力し、国際化・法治化されたビジネス環境の育成に力を入れ、国際水準並みの投資貿易の利便化、通貨兌換の自由化、高効率で簡便・迅速な監督管理、法制環境の規範化された自由貿易試験区を建設すべく努力し、中国の開放拡大と改革推進のための新しい構想と新たな手段を探索しながら、全国により良質のサービスを提供する。

### (三)実施範囲

試験区の範囲は、上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園区、洋山保稅港区と上海浦東空港綜合保稅区などの 4 つの税関特殊監督管理区域を含み、先行試行の実施状況及び産業発展と先導の必要性に応じて、実施範囲と試行政策範囲を徐々に拡大し、上海の国際経済、金融、貿易、運輸センターの建設との連動メカニズムを形成する。

## 二、主要任務と措置

世界向けの、及び全国に奉仕するという戦略要求及び上海の「4 つのセンター」建設という戦略任務と緊密にリンクさせながら、先行試行・リスク制御可能・段階的推進・徐々に整備していくという方式にて、開放拡大と体制改革を連結させ、機能育成と政策革新を連結させながら、国際投資、貿易慣行規則とリンクする基本制度の枠組みを形成する。

### (一)政府職能轉換の加速化

1. 行政管理体制改革を推進する。政府職能轉換を急ぎ、政府の管理方式の改革・革新を行い、国際化・法治化の要求に従い、国際的且つ高い基準の投資及び貿易規則体制に適應した行政管理体制を積極的に探索・確立し、従来の事前審査許可重視から中間過程、事後の監督管理を重視する政府管理に変更する。ワンストップ受理、綜合審査許可と高効率運營のサービス方式を確立し、情報ネットワークプラットフォームを整備し、異なる部門の連携管理体制を実現する。業種情報の追跡、監督管理と分類集中の綜合評価体制を確立し、試験区内の企業による区外での經營活動の全過程の追跡、管理と監督を強化する。集中的に統一された市場監督管理總合法執行体制を確立し、品質技術監督、食品藥品監督管理、知的財産権、工商、稅務などの管理分野において、高効率の監督管理を実現し、市場監督に社会全体が参与することを積極的に奨励する。行政の透明度向上を図り、投資者の参与が可能な、国際ルールに適合した情報公開体制を整える。投資者權益の効果的な保障体制を整備し、各種投資主体の公平な競争を実現し、条件に適合した外国投資者が自由に自己の投資収益を移すことを認める。知的財産権紛争の調停、援助などの解決体制を確立する。

### (二)投資領域の開放拡大

2. サービス業の開放を拡大する。金融サービス、運輸サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービス及び社会サービス分野の開放拡大を行い(詳細は別紙の開放リストを参照のこと)、投資者の資格要求、持分比率制限、經營範圍制限などの参入制限措置を一時停止又は取消し(銀行業機關、情報通信サービスは除外する)、各種投資者の平等な参入に有利

となる市場環境を形成する。

3.ネガティブリスト管理方式を探索・確立する。国際通用規則を参考にして、外商投資に対して参入前の内国民待遇を試行し、試験区の外商投資と内国民待遇などが合致しない場合を列挙したネガティブリストを研究の上作成し、外商投資管理方式の改革を行う。ネガティブリスト以外の分野は、内資・外資一致の原則に従い、外商投資プロジェクトについては従来の認可制から届出制に変更し(国内投資プロジェクトは認可のままとする旨国務院が規定している場合は除く)、上海市が責任を持ってこれを取り扱う。従来の外商投資企業の契約・定款審査許可から上海市による届出管理に変更し、届出後、国の関係規定に従い関係手続きを行う。工商登記と商事登記制度改革を連結させ、登記の手順を徐々に改善する。国家安全審査制度を整備し、試験区内において外資に関係する国家安全審査を試験的に展開し、安全且つ高効率の開放型経済体制を確立する。試験の経験をもとに、国際的に通用する外商投資管理制度を徐々に形成していく。

4.対外投資サービス促進体制を確立する。国外投資管理方式の改革を行い、国外投資設立企業に対しては届出制を主とする管理方式を実施し、国外投資一般項目については届出制を実施し、上海市が届出管理を行い、国外投資の利便化向上を図る。投資サービス促進体制を革新し、国外投資の事後管理とサービスを強化し、複数部門で共有する情報モニタリングプラットフォームを形成し、対外直接投資の統計と年度検査作業を貫徹する。試験区内の各種投資主体が複数形態の国外投資を行うことを支持する。試験区内に国外持分投資を専門に行うプロジェクト会社を設立することを奨励し、条件の整っている投資者が国外投資持分投資マザーファンドを設立することを支持する。

### (三)貿易発展方式の転換を推し進める

5.貿易のモデルチェンジ・グレードアップを推し進める。貿易の新型業態と機能の育成を積極的に行い、技術・ブランド・品質・サービスを中心とする対外貿易競争で新たな強みを引き出し、全世界貿易バリューチェーンにおける中国の地位向上を急ぐ。多国籍会社がアジア太平洋地域本部を設立し、貿易・物流・決済などの機能を融合した運営センターを設立することを奨励する。国際貿易決済センターの試行を推進し、専用口座のサービス貿易のクロスボーダー受払と融資機能を発展させる。試験区内の企業がオフショア業務を発展させることを支持する。企業が国際・国内貿易を統括して展開し、国内外貿易一体化の発展を実現することを奨励する。試験区内に国際大口商品取引と資源配置のプラットフォームの設立を探索し、エネルギー製品、基本工業原料と大口農産品の国際貿易を展開する。先物保税取引決済試行の拡大と整備を行い、倉庫証券による質権設定融資などの機能を展開する。対外文化貿易拠点の建設を急ぐ。生物医薬、ソフトウェア情報、管理コンサルティング、データサービスなどのアウトソーシングサービス業務の発展を推し進める。各種のファイナンスリース会社が試験区内でプロジェクト子会

社を設立して国内外リースサービスを展開することを認め、これを支持する。第三者検査鑑定機関を設立し、国際基準に従いその検測結果を採用することを奨励する。国内外のハイテク、高付加価値の補修業務を試験的に展開する。クロスボーダー電子商取引サービス機能の育成を急ぎ、これに見合った税関監督管理、検査検疫、税金還付、クロスボーダー決済、物流などのサポートシステムを試験的に確立する。

6.国際運輸サービスのグレードを向上させる。外高橋港、洋山深水港、浦東空港国際ハブ港の連動作用を積極的に発揮させ、国際競争力のある運輸発展制度と運営方式を探索する。運輸金融、国際船舶運輸、国際船舶管理、国際運輸仲介などの産業を積極的に発展させる。運輸運賃指数デリバティブ取引業務の発展を急ぐ。積替・集荷業務の発展を推進し、中国資本会社が保有する若しくは株式支配する五星旗(中国国旗)でない船舶で、対外貿易輸出入コンテナが国内沿海港と上海港間を行き来するための沿海運輸業務を試行することを認める。浦東空港が国際中継貨物輸送便を増やすことを支持する。上海の区域的優位性を十分に発揮し、中国資本の「便利旗」船の税收優遇政策を利用し、条件に適合した船舶が上海で船籍登記を行うことを促進する。天津で試行中の国際船舶登記政策を試験区において実行する。国際船舶運輸経営許可の手順を簡素化し、高効率の船籍登記制度を制定する。

#### (四)金融分野の開放・革新を推進する

7.金融制度の革新を急ぐ。リスクを制御できることを前提として、試験区内での人民元資本項目の兌換自由化、金融市場金利の市場化、人民元のクロスボーダー使用などの方面の条件を整え、先行試行を実施する。試験区内で金融機関の資産の価格設定の市場化を実行する。国際向けの外貨管理改革試行を探索し、自由貿易試験区に見合った外貨管理体制を確立し、貿易投資の利便化を全面的に実現する。企業が国内外の2種類の資源、2つの市場を十分に利用することを奨励し、クロスボーダー融資の自由化を実現する。外債管理方式の改革を推し進め、クロスボーダー融資の利便化を促進する。多国籍会社本部外貨資金集中運営管理試行を推進し、多国籍会社が区域型又はグローバル型の資金管理センターを設立することを促進する。試験区金融改革革新と上海国際金融センター建設の連動メカニズムを確立する。

8.金融サービス機能を増強する。条件に適合する民営資本と外資金融機関への金融サービス業の全面的開放を推し進め、試験区内に外資銀行と中外合弁銀行を設立することを支持する。金融市場が試験区内に国際向けの取引プラットフォームを構築することを認める。国外企業が商品の先物取引に参加することを徐々に認める。金融市場製品の革新を奨励する。持分委託管理取引機関が試験区内に総合金融サービスプラットフォームを構築することを支持する。人民元クロスボーダー再保険業務を展開し、再保険市場を育成し発展させることを支持する。

#### (五)法制分野の制度保障を整備する

9.法制保障を整備する。試験区の発展需要に合致する高基準の投資と貿易の規則体制形成を急ぐ。試行内容について、係る行政法規と国务院文書の一部規定の実施を停止する必要がある場合、規定の手続きに従い取り扱う。このうち、全国人民代表大会常務委員会の授權を経て、「中華人民共和國外資企業法」、「中華人民共和國中外合弁經營企業法」、「中華人民共和國中外合作經營企業法」規定の係る行政審査許可を一時調整し、2013年10月1日より3年間試行する。各部門は試験区のサービス業開放拡大、参入前の内国民待遇とネガティブリスト管理方式実施などの改革試行推進を支持し、試行過程における制度保障問題を速やかに解決しなければならない。上海市は地方立法を通じて、試行要求に見合った試験区管理制度を確立しなければならない。

### 三、監督管理と税収制度の環境作りをする

国際的にハイレベルの投資及び貿易サービス体制確立の需要に適應すべく、監督管理方式を革新し、試験区内の貨物、サービスなどの各種要素の自由な流動を促し、サービス業の開放拡大と貨物貿易の更なる発展を推し進め、公開・透明な管理制度を形成する。同時に、現行の公平な、統一、規範化された税制を維持することを前提として、機能育成を目標として、係る政策を整備する。

#### (一) 監督管理サービス方式の革新

1.「第一線開放」を実施する。企業が輸入船積明細書を持って貨物を区内に直接搬入してから、入国貨物届出リストを持って所轄の税関にて申告手続きを行うことを認め、出入国届出リストの簡素化を探索し、国際積替、集荷及び仕分けなどの業務の出入国手続きの簡素化を行う。「入国検疫を行い、輸出入検査を適切に緩和する」という方式を実行し、監督管理技術及び方法を革新する。相対的に独立した、貿易の利便化を主とする貨物貿易区域及びサービス分野の開放拡大を主とするサービス貿易区域の構築を探索する。効果的な監督管理を確保することを前提として、貨物状態の分類監督管理方式の確立を探索する。機能拡張を推進し、貨物輸出入税収政策を厳格に実行することを前提として、特定区域に保税展示取引プラットフォームを設立することを認める。

2.「第二線の安全且つ高効率な管理」を徹底する。出入口管理の最適化を行い、電子情報ネットワークを強化し、出入国リストの照合、手帳管理、出入口管理貨物の実証、リスク分析などにより監督管理を強化し、第二線の監督管理方式と第一線の監督管理方式の連結を促進し、「出入りに便宜を図るが、品質安全リスクを厳密に防ぐ」という検査検疫監督管理方式を推し進める。電子手帳管理を強化し、試験区内貨物が各税関特殊監督管理区域の間及び税関管轄

区を跨いだ簡便・迅速な流通を推進する。試験区内企業は原則的に地域的制限を受けず、区外にて再投資又は業務を展開することができるが、もし係る手続きを行う旨の個別規定がある場合には尚も個別規定に従い取り扱わなければならない。企業運営情報と監督管理システムの連結を推し進める。リスクモニタリング・コントロール、第三者管理、保証金要求などの方式により効果的な監督管理を実施することで、上海市信義誠実体制確立の役割を十分に発揮し、企業商務信義誠実管理と経営活動専属管轄制度の制定を急ぐ。

3. 監督管理上の協力を一層強化する。国の安全と市場の公平な競争を確実に擁護することを原則として、各関係部門と上海市政府の協力を強化し、経済社会の安全を維持するためのサービス保障能力を向上させる。試験区は国务院の関係部門に協力し事業者集中独占禁止審査を厳格に実施する。税関、品質検査、工商、税務、外貨などの管理部門の協力を強化する。一体化監督管理方式の整備を急ぎ、統一された高効率の通関監督管理機関の結成を推進する。試験区における統一電子囲い管理を探索し、リスク制御可能な税関監督管理体制を確立する。

## (二) 試験区関連の税収政策を探索する

4. 投資促進の税収政策を実施する。試験区内に登録した企業又は個人株主は、非貨幣性資産での対外投資などの資産再編行為により発生した資産評価価値増加部分について、5年を超えない期間内において、所得税を分割して納付することができる。試験区内において企業が株式若しくは出資比率などの持分の形で企業のハイレベル人材及び稀少人材に与えた褒賞については、中関村などの地区で試行中の持分インセンティブ個人所得税分割納税政策を実行する。

5. 貿易促進の税収政策を実施する。試験区内に登録しているファイナンスリース企業又は金融リース会社が試験区内に設立したプロジェクト子会社をファイナンスリース輸出税還付試行範囲に入れる。試験区内に登録した国内のリース会社又はリース会社が設立したプロジェクト子会社が、国の関係部門の許可を受け国外から無負荷重量 25 トン以上の飛行機を購入し且つ国内の航空会社にリースした場合には、係る輸入段階の増値税優遇政策を享受する。試験区内に設立した企業が生産、加工し且つ「第二線」を経由して内陸に販売する貨物は規則に従い、輸入段階増値税、消費税を徴収する。企業の申請に基づき、当該国内販売貨物に対し、その輸入材料又は実際の検査申告状態に従い関税を徴収するという政策を試行する。現行の政策枠組み下で、試験区内の生産企業及び生産型サービス企業が輸入した必要な機器、設備などの貨物については免税とするが、生活サービス業などの企業が輸入した貨物及び法律、行政法規、係る規定にて免税扱いされない旨明確にされている貨物は除く。積出港の税金還付試行政策を整備し、積出地、運送請負企業、運輸手段などの試行範囲拡大を適時研究する。

このほか、税制改革の方向性及び国際慣行に適合し、及び利益移転と課税基準を崩さない

ことを前提として、国外持分投資とオフショア業務の発展に適応した税収政策の研究を積極的に行う。

#### 四、着実に組織し実施する

国務院が試験区の推進作業を統括で指導・調整する。上海市は入念にこれを組織・実施し、作業体制を整備していき、作業責任を全うし、「方案」で明確にされている目標位置づけ及び先行試行任務に基づき、「条件の整っているものから先に行い、徐々に整備していく」という要求に従い、実施可能な具体的計画を立て、推進・実施を急ぎ、実施過程における新事態を真剣に研究し、新問題を解決し、重大な問題の場合には速やかに国務院に報告し指示を仰がなければならない。各関係部門は全力を挙げてこれを支持し、積極的に調整・協力、指導評価などの作業をしっかりと行い、係る体制と政策の革新を共同で推し進め、試験区をしっかりと築き上げ、管理していかなければならない。

別紙： 中国(上海)自由貿易試験区サービス業開放拡大措置

#### 一、金融サービス分野

1.銀行サービス(国民経済業種分類:J 金融業--6620 貨幣銀行サービス)	
開放措置	(1)条件に合致した外資金融機関が外資銀行を設立し、条件に合致した民営資本と外資金融機関が共同で中外合弁銀行を設立することを認める。条件が整えば、適時に試験区内において営業範囲が限定された銀行を試験的に設立する。  (2)係る管理弁法を整備し、効果的な監督管理を強化することを前提として、試験区内で条件に合致する中国資本銀行がオフショア業務を行うことを認める。
2.専門健康医療保険(国民経済業種分類:J 金融業--6812 健康及び意外保険)	
開放措置	外資専門健康医療保険機関を試験的に設立する。
3.ファイナンスリース(国民経済業種分類:J 金融業--6631 金融リースサービス)	



開放措置	<p>(1)ファイナンスリース会社が試験区内に設立した飛行機一機、船舶一隻の子会社については最低登録資本金の制限を設けない。</p> <p>(2)ファイナンスリース会社が主要業務関連の商業ファクタリング業務を兼営することを認める。</p>
------	---

## 二、運輸サービス分野

4.遠洋貨物運輸(国民経済業種分類:G 交通運輸、倉庫保管及び郵政業--5521 遠洋貨物運輸)	
開放措置	<p>(1)中外合弁、中外合作国際船舶運輸企業の外資持分比率制限を緩和し、国务院交通運輸主管部門に係る管理試行弁法を制定する。</p> <p>(2)中国資本会社が保有する若しくは株式支配する五星旗(中国国旗)でない船舶で、対外貿易輸出入コンテナが国内沿海港と上海港間を行き来するための沿海運輸業務を試行することを認める。</p>
5.国際船舶管理(国民経済業種分類:G 交通運輸、倉庫保管及び郵政業--5539 その他水上運輸補助サービス)	
開放措置	外商独資国際船舶管理企業の設立を認める。

## 三、商業貿易サービス分野

6.付加価値電信(国民経済業種分類:I 情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業--6319 その他電信業務、6420 インターネット情報サービス、6540 データ処理及びストレージサービス、6592 コールセンター)	
開放措置	インターネット情報安全を保障することを前提として、外資企業が特定形式の一部付加価値電信業務を取り扱うことを認め、もし行政法規内容を逸脱する場合、国务院の許可と同意を得る必要がある。
7.ゲーム機、アミューズメントマシンの販売及びサービス(国民経済業種分類:F 卸売及び小	

売業--5179 その他の機械及び電子商品の卸売)	
開 放 措 置	外資企業がゲーム・アミューズメント設備の生産と販売を行うことを認め、文化主管部門による内容審査をパスしたゲーム・アミューズメント設備を国内市場に向けて販売することができる。

#### 四、専門サービス分野

8.弁護士サービス(国民経済業種分類:L リース及びビジネスサービス業--7221 弁護士及び係る法律サービス)	
開 放 措 置	中国の法律事務所と外国(香港、マカオ、台湾地区)の法律事務所が密接に提携する方式と体制を探索する。
9.資産信用調査(国民経済業種分類:L リース及びビジネスサービス業--7295 信用サービス)	
開 放 措 置	外商投資資産信用調査会社の設立を認める。
10.旅行社(国民経済業種分類:L リース及びビジネスサービス業--7271 旅行社サービス)	
開 放 措 置	試験区内に登録した、条件に合致する中外合併旅行社が台湾地区を除く出国旅行業務を行うことを認める。
11.人才仲介サービス(国民経済業種分類:L リース及びビジネスサービス業--7262 職業仲介サービス)	
開 放 措 置	(1)中外合併人材仲介機関の設立を認め、外国合弁者は 70%を越えない持分を保有することができる。香港・マカオのサービス提供者が独資人材仲介機関を設立することを認める。  (2)外資人材仲介機関の最低登録資本金の要求は 30 万米ドルから 12.5 万米ドルに引き下げる。
12.投資管理(国民経済業種分類:L リース及びビジネスサービス業--7211 企業本部管理)	

開 放 措 置	株式制の外資投資性会社の設立を認める。
13.工事設計(国民経済業種分類:M 科学研究と技術サービス企業--7482 工事实地調査設計)	
開 放 措 置	試験区内の上海市にサービスを提供する外資工事設計(工事实地調査を含まない)企業は、初回資格申請時の投資者に対する工事設計業績要求を取り消す。
14.建築サービス(国民経済業種分類:E 建築業--47 家屋建築業、48 土木工事建築業、49 建築据付業、50 建築装飾及びその他建築業)	
開 放 措 置	試験区内の外資独資建築企業が上海市の中外聯合建設プロジェクトを引き受ける場合、建設プロジェクトの中外投資比率の制限を受けない。

#### 五、文化サービス分野

15.公演仲介(国民経済業種分類:R 文化、体育及び娯楽業--8941 文化娯楽仲介人)	
開 放 措 置	外資公演仲介機関の持分制限を取り消し、外商独資公演仲介機関を設立し、上海市にサービスを提供することを認める。
16.娯楽場所(国民経済業種分類:R 文化、体育及び娯楽業--8911 歌・ダンスホール娯楽活動)	
開 放 措 置	外商独資の娯楽場所を設立し、試験区内でサービスを提供することを認める。

#### 六、社会サービス分野

17.教育トレーニング、職業技能トレーニング(国民経済業種分類:P 教育--8291 職業技能トレーニング)	
開 放	(1)中外合作経営型の教育トレーニング機関の設立を認める。

措置	(2)中外合作経営型の職業技能トレーニング機関の設立を認める。
18.医療サービス(国民経済業種分類:Q 衛生及び社会奉仕--8311 総合病院、8315 専門病院、8330 診療部[所])	
開放措置	外商独資の医療機関を設立することを認める。

注: 以上の各開放措置は中国(上海)自由貿易試験区内に登録した企業のみ適用される。